

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第63号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3に次のように加える。

(103) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号に規定する衛生証明書に限る。）の発行の申請に対する審査	輸出証明書発行 申請手数料	870円
(104) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査	適合施設認定申請手数料	ア 現地調査を要する適合施設の認定の申請に係る審査 20,900円 イ その他の適合施設の

		認定の申請 に係る審査 10,400円
--	--	---------------------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。